

オープン カレッジ

行政手続のデジタル化は、行政のシステムをデジタルにて構築することである。2019年には、行政のデジタル化を推進するために「デジタル手続法」が制定され、行政のあらゆるサービスをデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（デジタルファースト、ワンストップ、コネクテッド・ワンストップ）を基本原則として明確化し、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。また、2021年には「デジタル社会形成基本法」が公布され、近くデジタル庁が発足する予定である。同庁は、未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進す

行政手続のデジタル化

ンで実施できるようにすることである。これまで、国民（住民）が申請や届出を行うためには、書面によることが原則とされ、さらに押印が必要とされるが多かった。行政手続における押印は、以前から行政内部でも問題視されていたが（「押印見直しガイドライン」（1997年7月3日事務次官等会議申合せ）、廃止には至らなかった。しかし、コロナ禍において、官民問わずリモートワークを推進する必要性が高まったことから、ようやく、2020年に政府の規制改革推進会議において書面主義、押印原則、対面原則等の見直しが行われた。さらに、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が作成され、廃止すべき行政手続上の押印が検討された。行政手続に押印を求める目的は、①本人確認②本人が申請した意思確認③文

名古屋市は、2020年12月1日から5761件、2021年1月1日から182件の行政手続について押印が廃止されている。ただし、一定の行政手続については、引き続き印鑑証明付きの実印の押印が求められている。例えば、相続申告の手続きについては、「遺産分割協議の内容は相続税額の計算に直接影響することから、その内容が全員の真意に基づき成立したものであることを担保する措置が必要」であるため、申告書に添付する遺産分割協議書には実印による押印が求められている。本人の押印（本人の意思に基づく押印と解釈されている。）があれば、その文書は、本人が作成したものであることが推定されるという法的根拠があるため（民事訴訟法228条4項）、こうした行政手続における実印の押印を直ちに廃止することは難しいと考えられている。

押印廃止から

基盤整備へ

るため、デジタル時代の国民のインフラを作り上げるとされている。

行政手続のオンライン化とは、従来、書面等により行われていた行政に対する申請・届出を、インターネット等を利用してオンライン



山女学園大学 現代マネジメン
ト学部教授 柴 由花

しば・ゆか 租税法、租税政策。横浜国立大学大学院社会学研究科国際開発専攻博士課程修了。博士(国際経済法学)。

書の証拠性担保（内容が本物であることの担保）の三つであると考えられるが、押印の目的によっては代替手段を講じることが可能である。印鑑証明書（個人）は、文書の真正性等を証明することを目的として発行されているが、マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等によって本人確認を行うことは可能である。現在では、確定申告書をはじめとする税務関係書類など、多くの行政手続上の押印が廃止されている。地方自治体でも、例えば、愛知県は、2021年1月1日から4760件、

今後、行政手続のデジタル化のためには、オンラインでの本人確認や授受データの真正性などを担保する仕組みの構築が不可欠であり、電子署名、利用者IDの発行管理などのためのインフラ整備、トラストサービスの基盤の整備が必要である。EUでは、DXを最優先課題の一つに位置付け、域内ではDXの基盤となるeID、個人情報保護法制、電子署名、トラストサービスなどについて統一化が図られている。わが国では、行政手続のデジタル化に欠かせないマイナンバーの普及率はいまだに34%程度である（2021年7月1日現在）。個人情報保護に留意しながら、国民の理解を得つつ、行政手続のデジタル化を推進するための基盤整備を急ぐべきである。